

○日進市都市緑化推進事業補助金交付要綱

平成27年3月23日

要綱第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市都市緑化推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、日進市補助金等交付規則(昭和56年日進町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地及び建築物(以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。)において、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、市民や事業者が行う優良な緑化事業へ経費の一部を補助することにより、緑化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽及びその他の緑化のための施設並びにこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- ア 緑化面積が50平方メートル以上(生垣については、延長15メートル以上(生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。))であること。
- イ 優良な緑化の要件(別表第1)による基準を満たすものであること。
- ウ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものではないこと。
- エ 設置される緑化施設の管理予定者(以下「管理予定者」という。)と補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)が同一であること。ただ

し、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの取決めがなされている場合は、この限りでない。

オ 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

カ プランターその他の移動可能なものを使用していないこと。

- 2 前項の事業は、第8条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、第12条に規定する日までに実績報告の手続が完了するものでなければならない。
- 3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は、対象としない。
- 4 補助事業が、工場立地法(昭和34年法律第24号)等に基づいて行う緑化事業である場合、定められた緑化率を2%以上上回っていなければならない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象者は、次条の事業を行う予定である者であつて、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市税の滞納をしていない者
- (2) 日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第22号)第2条に定める暴力団、暴力団員に該当しない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助事業に要する経費のうち補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2の補助対象経費欄に定める額とする。

- 2 市長は、予算の範囲内において、別表第2の補助金交付額に定める額の補助金を補助事業を行う者に交付するものとする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができる。
 - (1) 個人事業者ではない個人
 - (2) 消費税法(昭和63年法律第108号)における納税義務者とならない事業者
 - (3) 免税事業者
 - (4) 簡易課税事業者

- (5) 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)又は消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(交付申請)

第7条 申請者は、事業に着手する前に、日進市都市緑化推進事業補助金交付申請書(第1—1号様式)に次に掲げる書類を添えて、3部を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1—2号様式)
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業内容を表す図面、着手前写真等
- (4) 事業に要する経費の見積書
- (5) 管理予定者と申請者が同一でない場合、管理予定者が緑化施設等の管理義務を負う旨の決め書
- (6) 敷地等の所有者の承諾書
- (7) 市税(滞納金を含む。)の滞納がない旨の証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、日進市都市緑化推進事業補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、日進市都市緑化推進事業変更承認申請書(第3号様式)に事業の変更内容がわかる書類を添えて、3部を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額に変更がある場合は日進市都市緑化推進事業変更決定通知書(第4—1号様式)、補助金の額が同一の場合は日進市都市緑化推進事業変更承認通知書(第4—2号様式)

により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付額は、第8条の規定により通知した交付決定額を限度とする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞無く日進市都市緑化推進事業中止・廃止届(第5号様式)3部を市長に提出しなければならない。
(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日(同日が日進市の休日を定める条例(平成元年日進町条例第24号)に規定する休日に当たるときはその直前の休日以外の日)までのいずれか早い日までに、日進市都市緑化推進事業実績報告書(第6—1号様式)に次に掲げる書類を添えて、3部を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第6—2号様式)
- (2) 事業に係る図面(完了平面図、緑化構造図等)
- (3) 事業着手前及び事業完了後の写真
- (4) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、日進市都市緑化推進事業補助金確定通知書(第7号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、速やかに日進市都市緑化推進事業補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(表示版の設置)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した緑化事業により実施した旨の表示板(第9号様式)を事業施行箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の維持管理)

第16条 補助事業者は、事業完了後適正な緑化施設の維持管理に努めなければならぬい。

(状況報告)

第17条 市長は、補助事業者に事前に通告を行った上で、補助事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

2 補助金の交付を受けた補助事業者は、市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときは、日進市都市緑化推進事業緑化施設状況報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面(完了平面図、緑化構造図等)
- (3) 現況写真

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、補助事業者に日進市都市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)によりその旨を通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることが出来る。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助を受けた緑化施設を故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、当事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

緑化施設評価

緑化事業	優良な緑化の要件
屋上緑化	次のいずれかに該当すること
壁面緑化	1 公開性(管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることが出来ること。)があること。
空地緑化	
駐車場緑化	2 緑化対象面積が1000m ² 以上であること。 3 高木、中高木による緑化面積が緑化面積全体の25%以上であること。
生垣設置	次の要件の全てに該当すること。ただし、3については、基礎を設ける場合に限る。 1 延長全てが公道又は隣地境界に面し、その50%以上が公道に面していること。また、公道の道路中心線から2m以上離れて敷地内に設置すること。 2 植栽後の樹木の高さが敷地等の地盤面から0.9m以上あり、延長1mあたり2本以上植樹すること。 3 ブロック、コンクリート、れんが等で基礎を設けて、その上に植栽する場合は、当該基礎の高さが敷地等の地盤高から0.5m未満であること。

別表第2(第6条関係)

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み推進事業	屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設及び園路整備に係る費用並びに生垣設置に係る工事費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が2年を見込めないものは、対象としない。	<p>1 様助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。</p> <p>(1) 屋上緑化、壁面緑化は、緑化面積に1m²当たり3万円を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(2) 空地緑化は、緑化対象面積に1m²当たり1.5万円を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(3) 駐車場緑化は、緑化対象面積に1m²当たり2万円を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>(4) 生垣設置は、生垣の延長に1m当たり5千円を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>2 様助金の交付額は、1件当たり500万円を上限とする。</p> <p>3 様助金の交付額が10万円未満(生垣設置に係る工事費用のみの場合は3万円未満)の場合は、交付しない。</p>

(備考)

緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号のイ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法を準用する。